

## ◎第1回上下水道事業審議会

○審議会名 杵築市上下水道事業審議会

○会議名 第1回杵築市上下水道事業審議会

○日時 令和4年4月21日(木) 15:00～16:58

○場所 杵築市役所本庁舎2階大会議室

○出席者 (委員)

長崎会長、糸永副会長、神鳥委員、土谷委員、平川委員、佐々木委員  
小笠原委員、是永委員、興田委員、内野委員

(事務局)

矢野上下水道課長、河野上水道管理係長、平田上水道工務係長、小川下水道  
管理係長、阿部下水道工務係長、田代上水道管理係主査、佐藤下水道管理係  
主査

- 議題
1. 杵築市水道事業及び下水道事業の概要について
  2. 地方公営企業会計制度について
  3. 水道事業の経営状況について
  4. 今後のスケジュールについて
  5. その他

○会議の内容

### 1 開会

2. 市長あいさつ 永松市長

3. 委嘱状交付 永松市長より出席の委員に対して委嘱状を交付

4. 自己紹介 上下水道事業審議会委員及び上下水道課職員

5. 会長、副会長選出 会長に長崎氏、副会長に糸永委員が選任された

6. 会長あいさつ 長崎会長

7. 議事 委員10名が出席しており、委員数の過半数に達していることから会議が成立している旨を事務局より報告。また、上下水道事業審議会条例に基づき、長崎会長を議長として議事を進行了た。

(事務局より議題に沿った説明があり、以下のとおり質疑応答となった)

**【質疑応答】**

1. 杵築市水道事業及び下水道事業の概要について (資料1)
2. 地方公営企業会計制度について (資料2)
3. 水道事業の経営状況について (資料3)

(委員A) 現浄水場を新築から改修に舵を切り直したわけではありますが、杵築の浄水場を11億かけて改修するということですね。前は浄水場の現地に行き施設の状況について説明をしていただきました。今回、委員も代わったので現地において改修内容等について説明する必要があると思いますが、どうでしょうか。

(事務局) 委員の言われたとおりだと思います。前回の審議会の時も浄水場を見ていただいた経緯があります。今回も一番費用がかかる浄水場の改修があるわけですから、一度見て頂くことも必要だと考えています。

(委員B) 地方公営企業法に則って、原則税ではなくて料金を得てサービスを提供するというので、企業会計に似たような感じなのかなと思いますが、この資本金の出資者、株主はどなたになるのですか。

(事務局) 基本的に公営企業会計ですので、株主という考え方はございません。収益が上がったとしても最終的にそれで法人税を払うとかいうことは一切ございません。株もないので配当もございません。今言われたように貸借対照表で最初に事業を始める時に、当然株や資本金はないので、企業債を借りて事業を始めて、だんだん資本金に繋がっていくという考え方になります。

(委員B) 利益が資本金となっているということで最初は借入金をして資産を買って、事業を始めていって、それで資本の部は結局利益の蓄積になっていくという考え方でいいですか。

(事務局) 大まかな考え方としてはそうです。

(委員C) 企業債というのはどこが引き受けるのですか。どこから借りているのですか。

(事務局) 借入先についてはですが、水道事業についてはほとんどが財政融資といいますが、

財務省。一部僅かですが銀行等引受資金という、民間銀行に入札して借り入れているものもあります。

(委員B) 結局は料金を値上げしないと経営が成り立たなくなるということで資料3にあるように料金回収率が100%にならないといけないのだろうけど、令和2年度から段々下がっていきます。だから100%にするためには、いくら上げればいいのか、他に何か案があるのか、そういうことは事務局で検討しているのですか。

(事務局) 今言われたとおり、具体的な案は事務局の方で検討しています。審議委員の皆さんに審議していただきやすいように何パターンか示していきながら、他の事業体の事例、方法もいろいろありますので、そうした部分も比較検討できるような形で資料をお示ししていきたいと考えています。

(委員B) 消費税とか法人税は納めなくてよいのですか。

(事務局) 消費税は納めています。法人税はありません。

(委員A) 簡易水道を統合しているが、料金は統一できています。下水はそれぞれですね。下水の使用料も上がるということではないですか。

(事務局) 下水の料金については、また考え方が水道と違うところがありますので、その辺も含めて別で検討していく必要があると考えています。

(委員A) 水道と下水の使用料はぜんぜん関係ないのですか。

(事務局) 水の使用量によって請求することは一緒ですが、料金改定をする時の考え方が水道と違います。その辺はまた下水の料金改定を行う時にお話をさせていただきたいと思います。

(議長) 下水は基本的には来年度に検討するということでもいいですか。

(事務局) そこも含めて検討していただきたいと思います。

(委員D) 結果的に下水は赤字部分、上水は簡水部分を一般会計から繰り入れています。税金を使っているということで二重に払っているようなものです。だから使っている人の割合を少し増やしましょうという考え方です。それでもまだ基準外といいますか、赤字部分があるので補てんしないといけない。見えないですが簡易水道の繰入金とありますが、結果赤字補てんするわけです。赤字補てんということは皆さんの税金が入っているということです。

(議長) 受益者負担の原則といいながらも実は受益者以外の方の負担が、上下水道ともにあるというのが現状。それをどこまで見直すか、持続可能な形で見直すというのが一つのテーマになっているわけです。

(委員A) 今後のスケジュールはどうなっていますか。

(議長) 事務局よりタイムスケジュールについて提案してください。

#### 4. 今後のスケジュールについて

## 5. その他

(議 長) 次回をいつにするのか、事務局より提案があればお願いします。

(事務局) 次回は5月16日(月)15:00よりこの会場で開催したいと思います。  
なお、市長より料金改定に関する諮問を、第2回の審議会までに会長が受けることになっています。それを受け、5月から7月上旬までに集中審議をお願いし、7月中旬に市長へ答申できればと考えています。

(議 長) 委員の皆さま、ご協力をお願いします。その他、事務局よりございますか。

(事務局) 水道料金の改定は、市民生活や事業活動に大きな影響があり、答申前の不確定情報が公開されることで、混乱を招き、円滑な審議の進行の支障をきたす恐れがあることから、上下水道事業審議会の非公開について提案させていただきます。

(議 長) 委員の皆さま、事務局案でご了承願います。

## 9. 閉会